

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和3年12月16日(木) 11:20~11:27

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 藤代ゆうや

委員 山口貴裕、田中徳一郎、田中信次、中村武人、ためや義隆、  
谷口かずふみ、池田東一郎、君嶋ちか子、曾我部久美子(代理)

#### (2) 議会局出席者

局長 平井和友、副局長兼総務課長 霜尾克彦、  
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤徹、経理課長 奥澤陽一、  
議事課長 井上実、政策調査課長 大河原邦治

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (藤代座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおりであります。

前回、12月7日の本連絡会において、検討事項に係る方向性等について、決定いたしました。

そこで、これまでの議論を踏まえ、本職において「政務活動費連絡会報告書(案)」を作成いたしました。

お手元の資料をご覧ください。

この座長案について、議会局に説明させます。

#### (経理課長)

それでは、「政務活動費連絡会報告書(案)」についてご説明させていただきます。

最初に、見開き「はじめに」をご覧ください。

ここでは、これまでの検討の経過等について述べております。

右側の1ページ目をご覧ください。

「I「政務活動費の指針」に関する事項」でございます。

はじめに「1 議長提出する領収書その他の証拠書類の形式について」でございます。

「(1) 現状」としては、「領収書その他の証拠書類の写しを議長提出する際の形式については定まっておらず、サイズは、A4判、A3判、その他の大きさが混在し、書類の向きも縦型と横型が混在している。

また、印刷方法についても指定していないことから、両面印刷や片面印刷、縮小コピーなど様々な形で提出されている。」とところでございます。

「(2) 課題」につきましては、「証拠書類等の写しのホームページ上での公開にあたり、提出された書類のPDF化作業が新たに加わることになるが、書類の整理がしづらい状況となっている。

また、書類を縮小コピーすると文字が小さくなり、閲覧しにくくなることが懸念される。」としております。

そこで、「(3) 見直しの方向性」として、「議長提出する証拠書類等の写しについて、次のとおり形式を定めること」とし、「サイズはA4とし、向きは縦判に統一する。」

「片面印刷とする。」「縮小コピーは行わないこととする。」としております。

次に「2 議長提出する証拠書類等の写しの枚数の削減について」でございます。

「(1) 現状」としては、「同一経費について、少額であっても1枚の領収書、レシート等に対して1つの支出伝票を作成しているケースがある。」とごさいます。

次の2ページに移りまして、「(2) 課題」でございますが、「ホームページ上での公開を円滑に行うために、書類の枚数を削減する必要がある。」とし、「(3) 見直しの方向性」として、「同一経費に係る一定期間分の領収書、レシート等は、まとめて一つの支出伝票で充当できることを指針に明記する。」とし、「ア 1か月ごとにまとめることができる経費の例」として、「電車代、バス代」「タクシー代」「ガソリン代」「高速道路料金」「駐車代」「事務所の管理運営費等(光熱水費等)」を挙げております。

また、「イ 3か月ごとにまとめることができる経費の例」として、「事務所の賃借料」「事務所に附設する駐車場の賃借料」「車両のリース代」「事務機器等のリース代」を挙げております。

次に「3 その他」として、「政務活動補助職員の雇用手続きを社会保険労務士、公認会計士、税理士などの専門家に依頼する経費(専門家への報酬等)について」でございますが、「(1) 現状」としては、「政務活動補助職員に係る税金や社会保険などの手続きを社会保険労務士、公認会計士、税理士などの専門家に依頼する経費に政務活動費を充当しているケースがあるが、充当の可否について指針上に記載がない。」とごさいます。

「(2) 課題」につきましては、「充当について、会派及び議員の判断に委ねられている。」とし、3ページに移りまして、「(3) 見直しの方向性」としては、「政務活動補助職員を雇用するために必要な経費であるため、社会保険労務士等の専門家に依頼する経費に充当することができることを指針に明記する。」としております。

なお、「1 議長提出する領収書その他の証拠書類の形式について」「2 議長提出する証拠書類等の写しの枚数の削減について」「3 その他」ともに、令和4年3月政務活動費の指針改定としております。

資料に記載はありませんが、適用については4月交付分となります。

続いて、「II 領収書その他の証拠書類の事前確認について」でございますが、「政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、今年度から試行している新たな仕組みによる証拠書類等の事前確認が、概ね順調に実施されていることから、現在の仕組みについて、変更等なく令和4年度も試行を実施する。」としております。

最後に「III 今後の対応」でございますが、「会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開の円滑な実施に向けて、引き続き課題の整理を行っていく。

また、今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく。」としております。

私からの説明は以上でございます

(藤代座長)

お聞きのとおりでございます。

座長案について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案につきまして、各会派お持ち帰りのうえ、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためてご協議願いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承を願います。

私からは 以上でございますがこの際、何かありますでしょうか。

(なし)

特にないようですので以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、明12月17日金曜日、本会議閉会後に開催いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますのでご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ご苦労様でした。